

## 1 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校においては、生徒の尊厳を保持するため、教職員の共通理解のもと、いじめの防止対策に関する基本的な方針を策定した。いじめの防止対策の基本となる事項を定めることで、いじめの防止を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 基本理念

- (1) いじめの防止対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、学校の職員は、いじめの事実があった時の説明を、正確かつ丁寧に行わなければならない。
- (3) いじめの防止対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめ問題の克服を目指して行われなければならない。

## 4 学校及び学校の教職員の責務

学校は、いじめの防止対策を、教職員の共通理解のもと総合的に策定し、実施しなければならない。また学校の教職員は、基本理念にのっとり、暴力や暴言を一掃する信念を持って、全体でいじめの防止及び日常的な観察による早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

## 5 学校におけるいじめの防止対策組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、情報部長、各学年主任、養護教諭、PTA 会長、特別支援コーディネーター（代表1名）、各学年代表により構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。特に必要と判断されるときは学校医等を加える。またその中に生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター（1名）各学年代表から成る「実務委員会」を設け、日常的な業務は実務委員会が担当する。

いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒

に対する指導とその保護者に対する助言その他のいじめの防止対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会間の連携について研究する。

## 6 学校におけるいじめの防止

- (1) 「道徳」を学ぶ時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図るとともに、生徒の主体的取組を中心としたいじめ防止に資する活動の支援、生徒対象のいじめ防止に関する研修会の実施により、倫理観の涵養に努める。
- (2) 生徒が自己有用感を高められるよう、わかる授業の実践に努め、生徒指導の機能を生かした授業展開を工夫する。
- (3) 教育活動において、過度の競争意識、勝利至上主義が生徒のストレスを高めいじめの誘因となることに留意する。

## 7 いじめの早期発見のための措置

- (1) 生徒に対して生活調査を含めたアンケートを2学期に実施する。(インターネットを通じたいじめに関する質問を必ず加える。) アンケートの実施にあたっては厳正に行い、筆記するための十分な時間を確保するとともに、回収は机上に裏返した用紙を教員が集めるなど、いじめを受けている生徒が記述しやすい環境をつくる。
- (2) 年間を通じて教職員は生徒との面談を実施する等、生徒個々の把握に努めるとともに教育活動全般にわたり、生徒の様子を観察するように努める。
- (3) いじめに関する相談を受け付けるため、いじめ防止対策相談窓口(047-464-1212 生徒育成部長)を設置し生徒と保護者に周知を図る。また、保護者に対しては、いじめに関する啓発資料の作成・配付を行い、いじめがあった場合の生徒の変化について理解を求めるとともに、面談等を通じて保護者の役割について啓発を行う。
- (4) (1)～(3)において、いじめに関する情報を把握した教職員は、ただちにいじめ防止対策委員会に報告する。委員会は対応を協議し、保護者等と連携を図って事実の掌握に努める。

## 8 いじめの防止に向けた教職員の資質の向上

いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言、その他のいじめの防止対策が専門的知識に基づき適切に行われるとともに教職員自身が差別発言や体罰等がいじめを助長することを防止するための研修を行う。

## 9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう各教科で情報に関するモラルの育成を図る。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめを監視する関係機関との連携を図るとともに、情報部を中心としてインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する。

## 10 いじめに対する措置

- (1) 保護者、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、ただちにいじめ防止対策委員会及び教頭に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会にいじめの報告がなされた場合は、いじめ防止対策委員会を中心に生徒育成部と連携して、当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認するため聴き取り調査を行う。調査は必ず複数で行い、他の生徒と接点がないよう場所を設け、調査対象生徒の心身の状態に配慮し、休憩や食事時間を適宜取らせるとともに、記録を正確にとる。記録については、第三者の目に触れないよう施錠できる場所に厳重に保管する。
  - ア 被害生徒の心情に寄り添い、いじめを受けた生徒を徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
  - イ 被害生徒に今後の対応について説明し、不安な点を確認し対応策を示すとともに㊦事実の報告や相談は適切で正当な行為であることを伝える。
  - ウ 加害生徒に対して、通報者が限定されないよう配慮する。
  - エ 傍観者が存在していた場合についてはその生徒からも調査を行い、必要に応じて指導を行う。
- (3) いじめがあったことが確認された場合には、被害生徒とその保護者及び加害生徒とその保護者に調査結果を知らせるとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会は生徒育成部と連携して、被害生徒とその保護者に対する支援、及び加害生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
  - ア 加害生徒及び傍観した生徒に対して生徒育成部の定めるところにより指導を行う。
  - イ 被害生徒とその保護者に対する支援を継続する。
- (4) 被害生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。
- (5) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、関係保護者との連絡を密にするとともにいじめの事案に係る情報を共有するための必要な措置を講ずる。

## 11 重大事態への対応

いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、若しくはいじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは以下のとおり対応する。

- (1) いじめ防止対策委員会を招集し、速やかに対応する。
- (2) 千葉県教育委員会に報告し、連携して対応する。
- (3) 必要に応じて警察等関係機関に通報し、連携して対応する。

## 12 公表・点検・評価

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うようにするため、次のとおり公表・点検・評価を行う。

- (1) 年度毎にいじめに関して行った調査結果について分析を行い、次年度の防止対策に生かす。
- (2) 本方針は学校 Web ページで公表する。
- (3) 年度毎に本方針について見直しを行う。